

環境アセスメント審査会ってな～に？

「環境アセスメント審査会のあり方」

2011年1月 ver. 1.01

発行 環境アセスメント学会
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

はじめに

環境アセスメント審査会とは

1. 地方条例などによって、環境アセスメントに関する首長の諮問機関として位置づけられた機関です。
2. 環境アセスメントのいくつかのフェーズにおいて、科学的・技術的観点から意見をとりまとめて答申します。
3. 審査会の委員は、環境アセスメント制度をよく理解した、評価項目に応じた専門分野の委員が主体となっています。
4. 審査は、原則的に、技術指針等に基づき、関係者がそれぞれの役割を果しつつ、効率的に行います。
5. 審査会そのもの、各種資料等は、一部を除き公開されます。

この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

目次

- はじめに
- 1. 環境アセスメント審査会の役割と位置づけ
- 2. 審査会の委員
 - (1) 委員構成
 - (2) 委員に求められること
 - (3) 選任方法
 - (4) 任期
- 3. 運営方法
 - (1) 開催時期・頻度
 - (2) 審議内容
 - (3) 関係者の役割
 - (4) アセスメント図書の審査方法
- 4. 審査会の公開と広報
- 5. 今後のあり方

- 参考1. 東京都の場合
- 参考2. 埼玉県の場合
- 参考3. 山梨県の場合
- 参考4. 川崎市の場合

1. 環境アセスメント審査会の役割と位置づけ

1) 首長の諮問機関として位置づけられています。

■ 審査会(または審議会)は、地方公共団体の条例や要綱で、首長が意見形成に際して意見を聴くための機関と位置づけられています。

■ 首長は意見形成に当たっては、審査会の答申を尊重することとされています。

■ 審査会の委員には、関連する分野の学識経験者や有識者、市民などが任命されています。

■ 審査会には、より客観性・透明性・専門性のある意見形成に寄与することが期待されます。

■ 審査会の運営は、会長の下に行政の事務局(環境部局等)が実務を行います。

2) 環境アセスメントの進め方、環境アセスメント図書の審査、フォローアップなどの各段階で意見を述べます。

■ 環境アセスメントの手続きの中で、環境アセスメントの進め方(方法書等)、環境アセスメント図書(準備書、評価書等)、フォローアップ(事後調査書等)等を審査し、意見を述べます。

■ 環境アセスメントの手続きは、審査会の意見を踏まえて、次の段階に進みます。

3) 科学的・技術的観点から審査・助言します。

■ 審査に当たっては、技術指針に照らし、①環境要素ごとの科学的・技術的な妥当性、②環境保全措置等の妥当性、③環境管理計画との整合性などのチェックを行います。

■ 現地を視察し、地域の特性を把握して、審査に反映します。

■ 首長による技術指針の作成および改定に対し科学的・技術的観点から助言します。

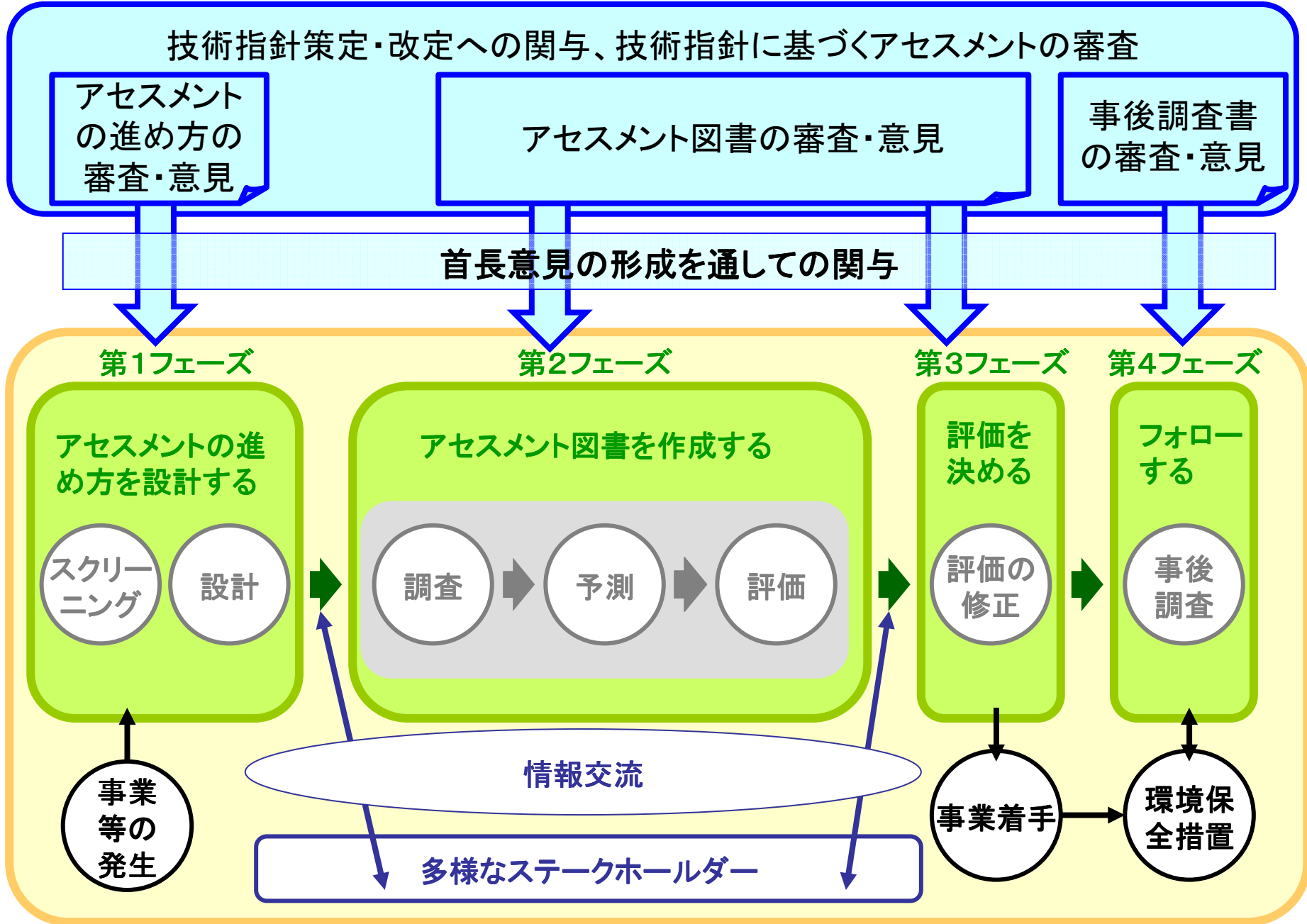
4) 意見を取りまとめて答申します。

■ 意見の取りまとめに当たっては、特に重要と考えられる課題に絞り込んで集中的に審議したり、地域特性を考慮するため地域の専門家やNGOの知識を活用するなどの方法がとられることもあります。

■ 審査会で出された議論の結果を取りまとめ、首長に答申します。

■ 答申の内容は、首長意見に反映されます。

審査会の役割と位置づけ



2. 審査会の委員

(1) 委員構成

1) 委員の構成状況

■各審査会の委員は、10名以上15名以下で構成される地方公共団体が6割を超えます。16名以上20名以下は26%、21名以上が8%となっています。

■委員構成は、環境要素を踏まえつつ、地域の特性に対応しています。また、専門分野の構成割合は一様ではありません。

■委員の大部分は、有識者ですが、市民・NGO団体などが委員となっている地方公共団体もあります。

■委員のうち女性委員の割合は、平均で3割程度を占めています。

2) 選考の判断基準

■地方公共団体は次のような基準で選考の際の判断をしています。

- 「実務または研究で経験がある」・・・32%
- 「環境アセスメントの講座担当の経験がある」・・・5%
- 「環境アセスメントのステークホルダーの経験がある」・・・2%
- 「環境アセスメントに関連した経歴は必要としない」・・・27%
- 「その他、無回答等」・・・34%

(2009年3月実施アンケート結果)

コメント

■委員の構成人数は、効果的な議論の観点からも、10名～15名程度で構成することが一つの目安となるでしょう。

■委員の専門分野の構成は、環境要素をできるだけ網羅できるように考えることが原則です。全体構成人数を考慮しつつ、適切な審査議論ができるような人選となるよう配慮しましょう。

■市民や市民団体、NGOが委員となることは、市民目線での審査が期待できます。

■委員選任にあたっては、環境アセスメントに係る経験が重視されている状況ではありませんが、経歴は重要な要素です。

参考事例

■地方公共団体における審議会委員の専門分野の割合

・生活環境系が全体の約37%、生物・生態系が約27%、その他約36%となっている。

生活環境系	37%
生物・生態系	27%
景観・触合い系	10%
環境への負荷	5%
電波・日照・風等	8%
社会科学系	6%
その他(市民代表等)	7%

(ホームページから集計, 2010年5月)

2. 審査会の委員 (2) 委員に求められること

■環境アセスメントに関する理解

多くの地方公共団体では、環境アセスメントの評価項目に応じた専門分野の委員が主体となっていますが、委員は環境アセスメント制度ができた歴史的背景、法、条例の内容についてよく理解しておくことが肝要です。

本学会では、環境アセスメント制度や技術動向を話題としていることから、本学会の会員になることにより、効果的に最新の情報を入手することができます。

■専門分野に関する研鑽とその反映

調査、予測、評価、環境保全措置の考え方を定めた技術指針の内容を理解するとともに、専門分野に係る最新の知見を把握することが必要です。最新の知見を技術指針に反映するよう働きかけるとともに、最新の知見による調査、予測、評価を主張する場合は、方法書などの早期の段階で行うことが重要です。

また、専門外の委員等にも理解できるよう説明する必要があります。

■専門外の分野に係る対応

専門外の分野に関することであっても、環境アセスメントの本来の目的について理解した上で、その目的を達成しているか否かの観点から審査に加わるのが重要です。

コメント

■環境アセスメント審査会の委員として数回審査を経験しただけで、自然と環境アセスメントの専門家になったと勘違いしてしまう人もいます。委員は、本学会作成の小冊子等により環境アセスメントの本質を理解した上で、環境アセスメントの専門家としての自覚を持って対処することが必要です。

■バランス力

公平な立場での意見が必要であり、環境保全の見地、安全原則等を踏まえて意見を述べるのが求められます。過去の職業経験などを基にした偏った意見に固執することは避けるようにすべきです。

参考事例

■環境アセスメント学会会員の選出状況

○名簿が公開されている59の都道府県・政令市の審査会委員(延べ923人)の中で延べ43人が学会会員になっている。

○学会会員の委員のうち、複数の地方公共団体の審査会委員に選任されているのは8人である。

○委員となっている学会会員の職業は、大学教員(元教員を含む)がほとんどである。

○専門は、生活環境系12人、生物・生態系11人、社会科学系3人となっている。

(ホームページから集計, 2010年11月)

2. 審査会の委員

(3) 選任方法

■ 専門家の選任方法

専門家は、事務局が作成するリストから選任されていて、一般的に公募は行われません。

多くの地方公共団体では、規制行政との整合性を図る必要があることから、専門分野別に規制部署にリストアップを依頼するか、意見を聴いて選任しています。

なお、任期途中で委員が交代することが生じた場合などは、前任者に後任者の推薦をお願いすることが多いようです。また、地方公共団体間での情報交換も行われています。

■ 一般公募

市民を一般公募で選任している地方公共団体がありますが、採用方法として論文審査や面接が行われている場合があります。その際には、環境アセスメントに対する理解力や地域の環境に関する意識の高さを判断することが重要です。

■ その他の委員

専門家や一般公募以外の委員として、推薦母体が条例等で決められている団体等からの推薦を受けて選出される委員がいる地方公共団体もあります。

■ 会長の選任

委員の互選によることとされています。

コメント

■ 規制部局への候補者推薦依頼の例

- 大気環境 → 大気担当部局へ依頼
- 水質環境 → 水質担当部局へ依頼
- 騒音振動 → 騒音振動担当部局へ依頼
- 植生生態学 → 自然環境担当部局へ依頼
- 都市緑化 → 都市緑化担当部局へ依頼
- 廃棄物工学 → 廃棄物担当部局へ依頼
- 都市計画 → まちづくり部局へ依頼

■ 一般公募委員を論文審査だけで選任したある地方公共団体では、その委員が環境アセスメントに関して十分な理解をせず、環境アセスメントと無関係な発言が多くみられました。一般公募をする場合には、選出方法に配慮と工夫が必要です。

参考事例

■ 特徴的な委員

- 委員を公募している地方公共団体が複数ある。
- 地域の環境情報の専門家として、中学・高校の教員が委員となっている場合がある。また、環境カウンセラーを専門家として複数選任している例もある。
- 事業者団体の代表が7～10人も委員となっている場合がある。また、複数の環境保護団体から順番制で委員を選任している例もある。
- 当該地方公共団体の議員や関係行政機関の長が委員となっている場合もある。

(ホームページから集計, 2010年11月)

2. 審査会の委員

(4)任期

1)任期に係る規定について

■審査会の委員の任期について、66%は2年の任期となっているほか、3年が28%、その他が2%となっています。

■任期満了後の再任について制限(回数または年齢)がある地方公共団体は49%で、全体の半分となっています。一方、制限がない地方公共団体は47%で、やはり全体の約半分となっており、方針の分かれるところです。

2)審査会委員の在任年数

■審査会委員の在任年数は、10年が最も多く13地方公共団体、8年が4地方公共団体などとなっています。

■委員は、一斉に交替することではなく、新任の委員と再任の委員を混在させ、審査の継続性を確保することが通例です。

(2009年3月実施アンケート結果)

コメント

■委員の任期は、委員の経験値を高めつつ弾力性を確保する観点から1期当たり2~3年とすることが適当と考えられます。

■再任は認めることが必要と考えますが、最長で10年程度を一つの目安とすることが考えられます。馴れ合いや偏った情性に陥らないように、長期の在任は避けることが望ましいと考えられますが、環境アセスメント案件の数や地域の特殊事情によってはある程度の柔軟性も必要です。

■地域の事情によって専門家の確保が困難な場合には、環境アセスメント学会の専門家データベースなどを活用して人材確保を図ることが考えられます。

参考事例

環境アセスメント学会 専門家データベース

■専門家データベースとは・・・

環境アセスメント学会では、学会会員の登録情報を毎年更新しています。学会会員の専門分野等が登録されており、地方公共団体の問い合わせに応じて、審査会委員の候補者の情報を提供することができます。

■データベースの利用方法

環境アセスメント学会事務局へお問い合わせください。

■環境アセスメント学会ホームページ

<http://www.jsia.net>

3. 運営方法

(1)開催時期・頻度

■開催時期

主に環境アセスメント案件があるときに開催されます。
技術指針の改定、その他首長からの諮問に応じて、会長が会議を招集します。

■開催頻度

多くの地方公共団体では月1回程度ですが、進行中の環境アセスメント案件の数によって開催頻度が異なります。環境アセスメント案件の進捗がない場合は、1年以上開催されないこともあります。

■審査回数

環境アセスメント法、環境アセスメント条例により、首長が事業者に対して意見を出さなければならない期限が規定されています。これにより、審査会が首長へ答申すべき時期も決まるため、その時期までに審査が終了するよう審査会の開催が予定されます。廃棄物処理施設や自然環境豊かな地域での案件など、慎重な審査が必要な場合、審査回数が増える傾向にあります。

■審査時間

1回の会議における審査時間は概ね2、3時間となっています。1回の会議で、1案件だけを審議あるいは複数の案件を審議する等、地方公共団体によって審議方法が異なります。

(2009年3月実施アンケート結果)

コメント

■会議の招集

審査会の開催について、地方公共団体の規則等において「審査会会長が招集する」と規定しています。実際は、事務局が会議開催の段取りを整えた上で、会長名で会議が招集されることが多いようです。

しかし本来、審査会の運営は審査会が自らの意思で行うものです。したがって、審査会が自発的に会議を開くことも考えられます。

参考事例

■開催頻度の多い例

○総会のほか2つの分科会を毎月1回ずつ、延べ3回を毎月定期的に開催している。

■開催回数の多い例

○審査会を方法書7回、準備書15回開催した例もある(工場建設事業)。

○部会や小委員会を含め、15回という事例が複数ある(都市計画事業、リサイクル事業)。

(ホームページから集計, 2010年11月)

3. 運営方法

(2) 審査内容

■環境アセスメント図書等の内容把握

審査会委員は審査会開催までに送付される環境アセスメント図書の内容をできる限り把握します。審査会の会場で、その内容について説明や質疑応答が行われます。

その方法として、事業者が直接行う方法と事務局が事業者に代わり行う方法があります。また、現地の状況を把握するための現地視察も行われます。

■審査の内容

審査会委員は、地方公共団体が定めた環境アセスメント技術指針に照らしつつ、調査・予測方法、環境影響の程度、保全措置等の妥当性について専門的・技術的な見地から審査し、環境アセスメント図書等に対し意見を述べます。

■審査の方式

通常は、審査会において審査が行われます。

ただし、想定される環境影響が重大、広範な場合や、効率的な審査を行う必要がある場合などには、審査会での審査に先立ち、委員を絞った小委員会等を置いて検討を行うことがあります。

コメント

■委員意見の均等な聴取の重要性

審査会会長、小委員会委員長には、特定の委員による意見の偏りが出ないように、議事進行の配慮が求められます。また、必要に応じて、電子メール等を活用した意見交換も有効です。

■逸脱した議論への対応

審査会会長、小委員会委員長は、審査会の設置目的に照らして、その範囲や審査の段階に相応しくない意見に対しては、その旨を指摘する必要があるでしょう。

■専門以外に対する意見の聴取

各委員の専門とは関係のない、自由な立場からの環境の保全に関する意見についても、審査会意見形成の参考にすることが望ましいと考えられます。

参考事例

■専門委員会、分科会、小委員会等を活用している事例

○特殊な案件に対応できるようにするための専門部会を設置できるようにしている地方公共団体も半数以上ある。

(ホームページから集計, 2010年11月)

○手続きの段階などに応じ、関連する専門分野の委員による小委員会を設けて、集中的に審査し、その結果を答申に反映させるなどの例がある。

○件数の多い地方公共団体では、審査の効率を上げるために、同じような委員構成の部会を2つ設けている場合がある。この場合、部会の審査結果を総会での答申に反映させる方法、総会を行わず部会報告を審査会答申とする方法をとっている。

3. 運営方法

(3)関係者の役割

■会長の役割

会長は、審査会に付託された案件に対し期限内に意見を取りまとめる責任があります。

その際、特定の意見に偏ることのないよう、また、過度に子細な技術要素に囚われることのないように注意し、案件の内容を十分に理解した上で、大局的な見地から意見の取りまとめを行います。

■審査委員の役割

会長の議事進行が円滑に進むように協力します。このためには審査会開催前から環境アセスメント図書等の把握に努め、審査会においては簡潔に案件に関係する意見を述べる事が求められます。

■事務局の役割

審査会の日程調整、設営、資料の作成等の基礎的な作業を行います。資料作成に当たっては事業者との必要な調整を行います。

また、会議の進行については、会長の議事進行を補佐します。

事務局が審査会委員に対して案件の説明・質疑応答を行う場合もあります。

■事業者の役割

きちんとした環境アセスメント図書を出します。審査会が求める追加資料を迅速に提出します。提出した図書や資料等についてはわかりやすく説明します。特に、環境保全措置の考え方については丁寧に説明します。

■実務者(コンサルタント)の役割

上記の事業者の役割が果たされるよう、客観性、信頼性、専門性を確保しつつ、コンサルティングサービスを提供します。

コメント

■審査会意見の形成

事業者に対して環境配慮の徹底を求めるあまり、現実には事業者が対応しえないような意見は、審議会意見として相応しくありません。現実に対応可能な環境配慮策を意識する必要があります。

■事業者の対応

審査会委員からの指摘に対して、「(調査を追加します、等)不足を補います」的な説明は、説明になりえません。どのような考え方にに基づき調査・予測等を行おうとしているのか、あるいは行ったのか、十分に説明することが求められます。

参考事例

■会長と事務局、各委員等がうまく連携(コミュニケーション)をとって運営している事例

○公聴会に審査会委員が出席し、直接住民等との意見を聴く場が設けられている例がある。

○各委員に、意見を事前にインターネット経由で提出してもらい、事務局が課題別の一覧表にまとめ、審査会で一覧表をもとに審査している例もある。

3. 運営方法

(4)環境アセスメント図書の審査方法

■環境アセスメント図書の技術的審査

環境アセスメント図書の技術的な審査は、原則的に、基本的事項や技術指針等に基づいて行います。

方法書については、主に、影響要素、調査・予測・評価手法の適切性を審査します。

準備書については、主に、調査結果、予測結果(予測条件、適用範囲等を含む)、影響評価および環境保全措置の妥当性を審査します。

また、“わかりやすい環境アセスメント図書”といった観点からも審査します。

なお、提出される環境アセスメント図書は、事前に事務局が体裁や抜けなどをチェックします。

■最新知見の活用

案件によっては、技術指針にはまだ位置づけられていない最新の技術や知見に基づき議論される場合(SPMの二次生成物質の予測等)があります。このような場合には、必ずしも技術指針に捉われず、最新の知見の活用も求められます。

コメント

■事務局の対応

環境アセスメント図書案は事前に事務局へ提出され、事務局は技術的、文書的なチェックを行い、事業者に必要な指摘を行います。この修正過程を経て、環境アセスメント図書が受理されます。事務局には高い技術的能力が必要とされます。

■大局的見地からの指摘

審査委員の指摘の中には、その重要度を計りかねる場合や、特定の専門事項についての趣味的な掘り下げに終始する場合など、事務局及び事業者が苦慮する場合があります。環境アセスメントの審査においては、当該事業の環境影響を予測評価する観点から、大局的な見地で指摘することが重要です。

参考事例

■技術指針の制定・改訂状況

○平成9年の法制定に伴い、地方公共団体でも条例化が進み、その際、技術指針も制定されている。そのため、平成10年～13年に制定されているものが多い。

○それ以降に制定しているのは、条例制定(改正)による全面改定、市町村合併による新市発足などの理由による。

○基本的事項の改正(平成17年)や主務省令の改正(平成18年)を受けて、改正されているものが多い。

○もっとも多い改正回数は、10回である。

○40%以上の地方公共団体が平成11年～13年の制定後一度も改正していない。

(ホームページから集計, 2010年11月)

4. 審査会の公開と広報

■審査会の公開の考え方

審査会の公開は、会議そのもの、委員名、議事録／議事概要その他資料等が対象に考えられます。条例（一般的審議会条例等）や規則あるいは審査会運営要綱等に基づき公開の考え方が定められています。また、審査会の開催等について、広報が行われています。

■会議そのものの公開

記者を含む申込者が会議を傍聴できる場合がほとんどです。映像撮影については、会議冒頭のみ許される場合がほとんどですが、会議終了まですべて認められる場合もあります。

■委員名の公開

委員名について、名簿として公開されている場合がほとんどですが、議事録を参照することにより確認できる場合もあります。

■議事録／議事要旨その他資料の公開

発言者名を明記した議事録等が公開される場合と、発言者名が記載されていない議事録等のみが公開される場合があります。審査会の決議により、議事録等の全部または一部が非公開にされる場合があります。例えば、貴重種の生息場所等については、非公開とする必要があります。

それ以外の会議資料の扱いは、地方公共団体により様々です。

コメント

■環境アセスメント手続きの進行経過を住民に理解してもらう上で、審査会の公開は重要な課題です。左記の公開対象について、原則として公開することが望まれます。

■一方、賛否がもめていて、審査会委員に外部から好ましくない圧力がかかる恐れがあるような場合には、会議や議事録の委員名、委員名簿等について、やむを得ず非公開にすることもあります。

■審査会の開催や資料等の存在は、HPなどで広報しなければアクセスができません。広報も重要な取り組みです。

参考事例

■地方公共団体におけるHP掲載状況

○ 手続の進捗状況については、ほとんどの地方公共団体が公表している。

○ ホームページでの公表は、縦覧や説明会の案内が中心となっており、審査会の開催案内が公表されているのは半数程度である。

○ 審査会の答申書が公表されているのは、少数である。掲載されている場合でも、答申書案が審査会資料として掲載されているものが多い。

○ 審査会の議事録は、約7割の地方公共団体が公表している。約5割の地方公共団体が委員名入りの議事録を公表する一方で、約2割は概要のみの公表となっている。

○ 約2割の地方公共団体は審査会資料を公表している。アセスメント図書まで掲載しているのはわずかである。

（ホームページから集計、2010年11月）

5. 今後のあり方

【委員】

● 専門家

・案件ごとの環境特性が十分カバーできる専門家によって審査される必要があります。そのため、案件に応じて専門家を委員に追加したり、ヒアリングなどによって専門的に十分な審査ができるようにする必要があります。

・委員が自身の専門に拘泥するような議論に終始することもあり、市民の期待に応えていないことも見られることから、環境について幅広く見たり、委員が制度や技術指針、各種の規制制度などへの理解を深めたり、自己研鑽の努力に努めることが重要です。

● 人材の育成・確保

・分野によっては専門家が不足していることから、環境の各分野の専門家であって、幅広い見識を持った人材の育成・発掘が急務です。地方公共団体は、委員の確保のため環境アセスメント学会等と連携することもひとつの方法です。学会としては、環境アセスメントに係る情報の提供や専門家リストなどで貢献できます。

【運営】

・限られた期間内に十分な審査結果を得るためには、効率的な審査会の運営が重要です。そのため、事務局と委員の間で普段から地域における環境政策について相互理解を図っておくことが重要です。

・個別案件の審査を円滑に行うために、各種資料・議事録を事前に説明して情報を共有し、議論の手戻りを防ぐ仕組みを検討するとともに、事業者から提出された資料のケアレスミスが事務局が事前にチェックしておくことも必要です。

・特に「事後調査」段階では、方法書段階から評価書段階までと委員が異なることが想定されるため、経緯を詳細に説明することが必要です。

・審査においては、特に課題となる事項を中心に議論し、メリハリをつけた議論をすることが重要です。

・委員からの質問に対して、事務局、事業者、コンサルのうち、適切な応答ができる者が柔軟に回答することが必要です。

あとがき

平成21年に実施した地方公共団体へのアンケートに際しては、多くの方々にご協力をいただきました。改めて、御礼申し上げます。

本小冊子を活用していただき、審査会においてより環境配慮を促すような議論にお役立ていただければ幸いです。

お気づきの点やご不明な点がありましたら、本学会事務局または企画委員会までにお問い合わせください。

参考資料

■参考1. 東京都の場合【審査会の名称】

1) 過去5年間に審査した環境アセスメント図書数

H17	18件	H18	18件
H19	14件	H20	31件
H21	20件		
合計	101件		

2) 審議会委員の構成、選抜方法、任期

委員構成：会長1名、第一部会11名、第二部会7名

選任方法：アセスメントの項目ごとに学識経験者、
実務経験者から選抜

任期：1期2年 4期まで再任可

3) 審議会の運営方法(頻度、方法等)

月3回開催(第一部会、第二部会、総会)

4) 審議会の特長

制度が発足した昭和57年から平成21年までに約580冊のアセス図書を審議している。

■参考2. 埼玉県の場合【埼玉県環境影響評価技術審議会】

1) 過去5年間に審査した環境アセスメント図書数(例)

22件

ホンダ寄居新工場建設事業(条例アセス)

圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画(戦略アセス)

一般国道17号本庄道路(法アセス)

2) 審議会委員の構成、選任方法、任期

委員構成：男性9名、女性9名 計18名

アセス評価項目に準じた専門家で構成

選任方法：現任委員の紹介、事務局によるノミネート

任期：2年(運用上、2期4年をお願いしている。

2年毎に約半数を改選)

3) 審査会の運営方法(頻度、方法等)

頻度：案件毎に開催(方法書段階：2~3回、

準備書段階：3~4回、事後調査段階：2~3回)。

方法：事業者が委員に案件を説明。

4) 審査会の特長

・案件毎に小委員会を設置。全体会は原則、準備書段階で開催。

・必要に応じて、特別委員を選任(社会経済面の審査等)

・全体会は原則公開。

参考資料

■参考3. 山梨県の場合【山梨県環境影響評価等技術審議会】

- 1) 過去5年間に審査した環境アセスメント図書数
 - ・方法書段階: 3件(法対象2件、条例対象1件)
 - ・準備書段階: 1件(条例対象1件)
- 2) 審議会委員の構成、選任方法、任期
 - ・委員数: 15名
 - ・選任方法: 事務局主導による選任。
委員交代の場合は前任委員の推薦による場合もある。
委員の公募は行っていない。
 - ・任期: 1期2年。再任は目安として最大10年までであるが、それ以上再任されているケースもある。
- 3) 審査会の運営方法(頻度、方法等)
 - ・開催は不定期であり、案件が発生するごとに日程を調整して開催される。
 - ・1案件について、方法書段階で2回程度、準備書段階で3回程度の審査が行われる。
- 4) 審査会の特長
 - ・すべての会議に事業者(とコンサルタント会社)が出席し、委員に対する図書の説明や質問への応答は、直接事務局あてになされた質問を除き、事業者側が直接回答する。
 - ・メールによる意見照会が多用され、知事への答申書の審議もメールで行われる場合がある。

■参考4. 川崎市の場合 【川崎市環境影響評価審議会】

- 1) 過去5年間に審査した環境アセスメント図書数(例)
(平成17年4月1日～平成22年3月31日)
 - 事業数: 65件(審議会対応: 26件(第1種事業13件、第2種事業13件、第3種事業0件必要に応じて対応))
 - 図書数: 39件(方法書13件、準備書26件)
 - 川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画(法アセス)
 - 向ヶ丘遊園跡地利用計画(第1種事業)
 - 新百合ヶ丘総合病院建設事業(第2種事業)
- 2) 審議会委員の構成、選任方法、任期
 - 委員構成: ①学識経験者委員(アセス評価項目に準じた専門家で構成)12名
②市民委員(労働団体、公害団体、経営者団体、住民団体、医師団体、公募)7名
 - 選任方法: 現任委員の紹介、関係部局による紹介、団体推薦
 - 任期: 2年 再任を妨げない
- 3) 審査会の運営方法(頻度、方法等)
 - 頻度: 案件ごとに開催(方法書段階、準備書段階各1～3回)
17年度: 17回、18年度: 18回、19年度: 10回、
20年度: 18回、21年度: 12回
 - 方法: 事業者が委員に案件を説明(現地調査を含む)
- 4) 審査会の特長
 - ・委員から個別に審査意見を受ける。
 - ・必要に応じて専門調査委員、専門部会を設置
 - ・関係部局の部長を幹事に任命(行政対応の説明等)